

木材産業等高度化推進資金 ご利用のご案内



独立行政法人

農林漁業信用基金(林業部門)

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12(コープビル11階)

TEL 03-3294-5581(代表)
03-3294-5584(林業部)

FAX 03-3294-5595

URL <http://www.jaffic.go.jp>

ご相談先

林業・木材産業(保証利用)の各都道府県における相談窓口
農林漁業信用基金の保証を利用できる金融機関



林業・木材産業信用保証



木材産業等高度化推進資金とは

木材産業等高度化推進資金（以下「推進資金」と呼びます。）は、木材の生産及び流通を円滑にすることや効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、運転資金を低利で融資する制度資金です。

ご利用には、合理化計画や林業経営改善計画を作成し都道府県知事の認定を受けることが必要です（4ページ参照）。

木材産業等高度化推進資金のメリット

- ① 国及び都道府県が貸付原資の一部を金融機関に供給することにより、事業者の方は通常よりも低利で融資を受けることができます。
- ② 「選定経営体」（注1）や「大規模事業体」（注2）等の要件を満たせば、より低利の融資を受けることができます。
- ③ 推進資金とともに、農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合は、通常よりも保証料率が優遇されます。

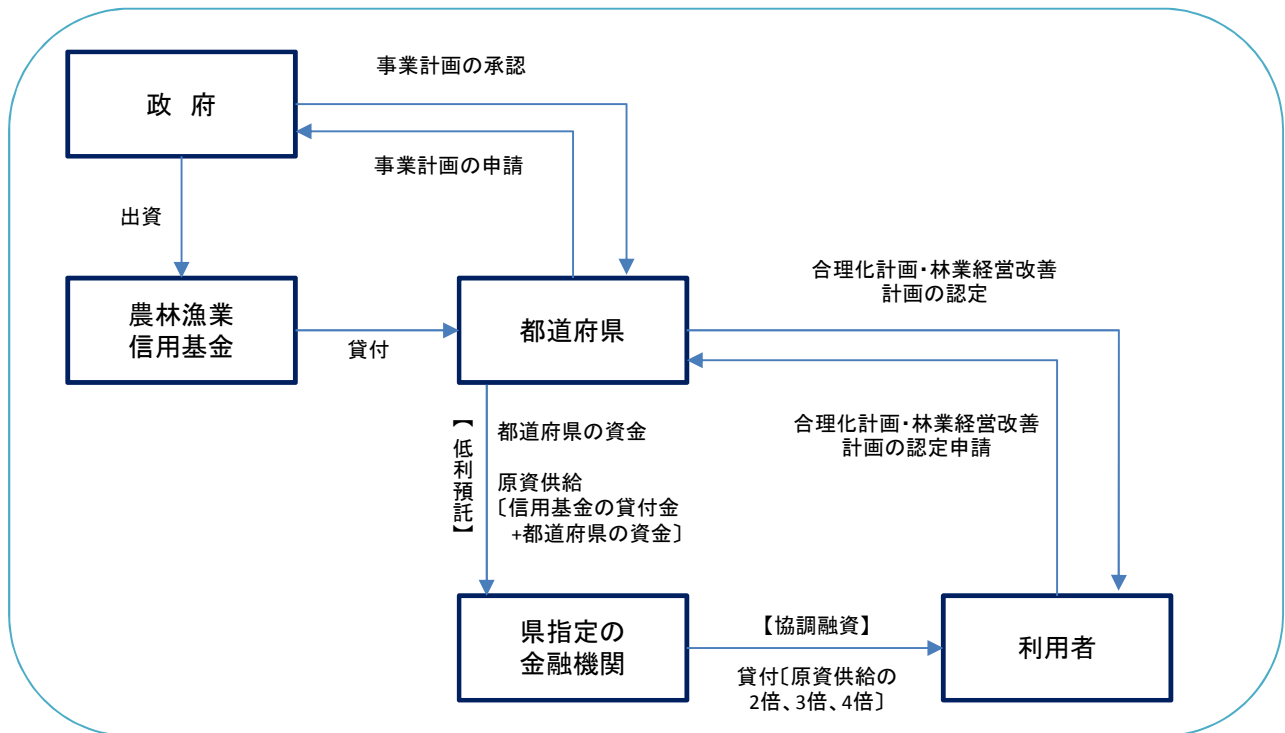
【推進資金の概要】

資金区分	運転資金
対象事業	造林・育林、素材生産、木材・木製品製造、木材卸売等
貸付金利	短期：1.3～1.6%、長期：1.0～1.3%
取扱金融機関	都道府県が指定する金融機関（全国約100機関）

（注1） 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した意欲と能力のある林業経営体

（注2） 木材の年間取扱量がおおむね10,000立方メートル以上の事業体

木材産業等高度化推進資金制度の仕組み



林業信用保証とその特例

林業信用保証とは、融資機関から事業資金（木材産業等高度化推進資金を含む）を借り入れる場合、農林漁業信用基金が債務を保証する事により、円滑かつ有利に借り入れが出来るようお手伝いする制度です。

推進資金を利用する場合は、通常よりも保証料率が優遇されます。

推進資金を使わない場合（貸付上限額を超える場合や施設整備のための資金を借りる場合など）でも、合理化計画において必要となる資金額を記載しておくことで、通常より保証料率の低い保証（合理化資金）を利用することが可能です。

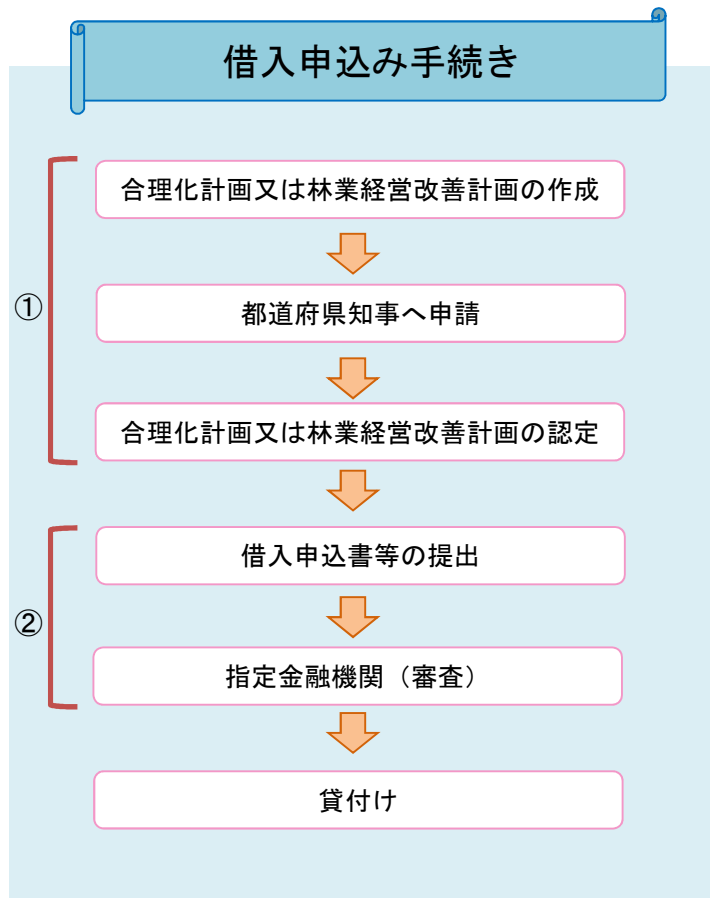
【推進資金、合理化資金等の保証の比較】

	資金区分	保証期間 (最高限度)	保証料率
推進資金	運転	短期1年 長期5年	0.10～0.90% 又は 0.15～1.35%
合理化資金	運転・設備	運転資金5年 設備資金15年	0.15～1.35%
一般資金	運転・設備	運転資金5年 設備資金15年	0.20%～1.80%

✓ 推進資金の借入に必要な手続き

合理化計画等の作成に当たっては、まず各都道府県の林務担当部局に相談して下さい。（注1）

① 推進資金を借り入れるためには、経営の合理化や事業規模の拡大等についての計画（合理化計画）又は林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画（林業経営改善計画）を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。



② 都道府県知事の認定を受けたら、推進資金をご利用の場合は、都道府県の指定金融機関（注2）の窓口で、その旨を伝えて、借入申込書、認定書の写し、決算書等の必要な書類を提出して下さい。

債務保証を利用する場合は、金融機関の窓口で「農林漁業信用基金の信用保証を利用したい」旨を伝えていただければ、農林漁業信用基金としても推進資金の借入が円滑に進むようお手伝いいたします（合理化資金を利用する場合も同じです）。

金融機関の審査や所要の手続き後に、「推進資金」、「基金の保証付きの推進資金」等をご利用頂けます。

（注1）表紙のQRコードで検索できます

（注2）都道府県の林務担当部局にお訪ね下さい

【合理化計画の記載事項のポイント】

目的とする資金に応じた合理化計画の様式をお使い下さい。

合理化計画には、事業の現状や経営改善の基本的方向等を様式に沿って記入していくことが必要です。

推進資金の額については、例えば素材生産等促進資金の場合、下記の合理化計画の様式の資金調達先別金額欄の緑のマスに記載していただくことが必要です。

なお、合理化資金の計画額は橙のマスに記載して下さい。

ご不明な点やご相談については、各都道府県の林務（金融）担当又は農林漁業信用基金へお問い合わせ下さい。

（様式の抜粋）

1 事業の経営の現状及び事業の経営改善に関する措置

- ・ 事業体に係る事項
- ・ 事業の経営改善の基本的方向
- ・ 財務状況
- ・ 事業等の現状・計画

2 事業の経営改善を実施するのに必要な資金の額及び調達方法
資金調達先別金額等
ア 合計

推進資金を利用する場合はここに記入を

合理化資金を利用する場合はここに記入を

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額 (合計)
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融機関資金	その他	
		短期運転資金	長期運転資金			
合計	1年目 H. . . . ~	千円	千円	千円	千円	千円
	2年目 H. . . . ~			()	()	()
	3年目 H. . . . ~			()	()	()
	4年目 H. . . . ~			()	()	()
	5年目 H. . . . ~			()	()	()

イ 素材生産

年次計画		資金調達先別金額				所要資金額算出基礎				所要 資金額 (A×B+C)+D= E	
		木材産業等高度化推進資金		その他 金融 機関 資金	そ の 他	所 要 資 金 額 (合計)	素材生 産計画 量	伐採・ 搬出等 諸経費	年 間 立 木 購入費		年 間 資 金 回 転 数
		短期運 転資金	長期運 転資金				A	B	C		D
素材 生 産	1年目			()	()	()	m ³ /年	千円/m ³	千円/年	回/年	千円
	2年目			()	()	()					
	3年目			()	()	()					
	4年目			()	()	()					
	5年目			()	()	()					

以下 (略)

木材産業等高度化推進資金

計画の種類 (注1)	資金の種類	資金内容
(合理化計画 改善計画)	事業経営改善合理化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等)、素材生産実施費用(作業道の開設・改良費等)、素材生産作業委託費 ・素材の購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、素材の引取りに必要な輸送費 ・製材等の購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、製材等の引取りに必要な輸送費 ・上記の資金を借りた上で、素材、製材の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)
	新規需要創出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・素材、製材等の購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、それらの引取りに必要な輸送費 ・素材等の加工に必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)
(構造化計画 改善計画)	木材高度加工資金	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の加工を行うのに必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)、素材購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、輸送費(注5) ・契約等に基づき上記の者に供給するための素材生産に必要な立木購入代金(前渡金、予約金等)、素材生産実施費用(作業道の開設・改良費等)、輸送費 ・契約等に基づき上記の者に供給するための素材等の加工等に必要な素材等の購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、輸送費、作業労賃、電力費、燃料費等
	原木確保協定促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ・立木や素材の購入代金(前渡金、予約金、決済資金等)、立木等の引取りに必要な輸送費、素材等の加工に必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費等)
林業経営改善計画	林業経営高度化推進資金	<ul style="list-style-type: none"> ・造林に必要な、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費 ・素材生産の発注に必要な費用(前渡金、中間払い金、作業労賃)
	伐採・造林一貫作業推進資金	<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産と造林を一貫的に行うのに必要な、立木購入代金(前渡金、予約金等)、素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用)、造林作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費

注1 推進資金を借り入れるには、合理化計画又は林業経営改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることが必要
 注2 林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が選定した林業経営体
 注3 木材の年間取引量がおおむね10,000立方メートル以上の事業者
 注4 木材の年間取引量がおおむね3,000立方メートル以上の事業者
 注5 素材購入代金、輸送費はJAS無垢材に限る
 注6 例えば造林事業型林業事業者の場合、年間造林・保育面積が400ha以上

対象事業と適用要件	貸付利率と適用条件 (平成30年4月1日現在)	貸付限度額	償還期限
<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売業 	【2倍協調】 短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00%	選定経営体(注2) 大規模事業者(注3)	1億円 特認2億円 [素材の年平均生産量 10,000m ³ 以上] [素材の年平均引取量 15,000m ³ 以上] [木材製品の年平均引取量 20,000m ³ 以上]
	【3倍協調】 短期資金 年1.50% 長期資金 年1.20%	中規模事業者(注4)	特認4億円 [素材の年平均引取量 30,000m ³ 以上] [木材製品の年平均引取量 40,000m ³ 以上]
	【4倍協調】 短期資金 年1.60% 長期資金 年1.30%	上記以外の場合	特認5億円 [素材及び木材製品の年平均引取量 50,000m ³ 以上]
<ul style="list-style-type: none"> ・木材・木製品製造 [国産材の利用の拡大に資すること]	短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00%		1億円
<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産 ・木材・木製品製造 ・木材卸売業 [契約、協定等に基づき事業を実施すること]	短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00%		1億円 特認2億円 [JAS無垢材の製造を行う者]
<ul style="list-style-type: none"> ・木材・木製品製造 ・木材卸売業 [契約、協定等に基づき事業を実施すること]	【2倍協調】 短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00%	木材安定供給確保事業に関する計画として農林水産大臣の認定を受けた場合	3億円 林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額
	【3倍協調】 短期資金 年1.50% 長期資金 年1.20%	木材安定供給確保事業に関する計画として都道府県知事の認定を受けた場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・造林・育林 [素材生産の発注元は、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者等によるものに限る](注6)	短期資金 年1.60% 長期資金 年1.30%		5千万円 特認1億5千万円 [造林の年間施業面積 500ha以上]
<ul style="list-style-type: none"> ・造林・育林 ・素材生産 	【2倍協調】 短期資金 年1.30% 長期資金 年1.00%	選定経営体(注2)	1億円 特認2億円 [素材の年間平均生産量 10,000 [?] 以上]
	【3倍協調】 短期資金 年1.50% 長期資金 年1.20%	上記以外の場合	

木材産業等高度化推進資金及び合理化資金 の活用方法はいろいろあります

素材生産や素材の引取、木材製品の購入に活用できます！

「事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金）」は、施業集約化、立木購入、作業道の開設・改良費用等の素材生産を自ら行ったり、委託するのに必要な資金や素材の購入代金、製材等の購入代金をはじめ、製材等の引取に必要な輸送費を対象としています。



活躍する高性能林業機械

木製ガードレール



連携した安定供給が重要

契約・協定等により素材の生産・流通を計画的に行う場合に活用できます！

素材生産業者等と締結した契約・協定に基づいて素材等の供給を受ける木材製造業者及び木材の卸売又は木材市場に係る事業体（注）であれば、「構造改善合理化資金（原木確保協定促進資金）」を利用して、立木、素材の購入代金、輸送費、木材加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費等を低利で調達することが可能です。

注 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の木材安定供給確保事業に関する計画の承認を受けることが必要です

新たなマーケットへの挑戦に活用できます！

2×4材、CLT等の製造や、国産材の利用が少ない分野での事業拡大を目指される場合には、「事業経営改善合理化資金（新規需要創出資金）」を利用し、素材・製材の購入代金や必要な輸送費、素材等を加工するための作業労賃、燃料費等を低利で調達することが可能です。

造林・育林を行うために運転資金を調達したいが活用できる運転資金は？

「林業経営改善資金（林業経営高度化推進資金）」は、造林に必要な作業労賃や苗木代、燃料費、機械・施設の使用料のほか、素材生産の発注に必要な費用や外部機関への作業委託費等の運転資金を対象としています。

JAS製品や乾燥材の生産量を増やすために活用できます！

素材生産業者と木材加工業者等との間で契約・協定等が締結されていれば、「構造改善合理化資金（木材高度加工資金）」を利用して、木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うのに必要な作業労賃、燃料費、素材購入代金（JAS無垢材のみ）等を低利で調達することが可能です。

また、契約に基づき素材等の生産に必要な資金や輸送費も対象としています。



中高層建築物等で活用されるCLT

コンテナ苗

伐採と造林の一貫作業の実施により膨らむ運転資金に対応したものは？

「林業経営改善資金（伐採・造林一貫作業推進資金）」は、素材生産と造林を一貫的に行うのに必要な、立木購入代金、素材生産のための費用、造林作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費に必要な資金を対象としています。

木材産業等高度化推進資金

**債務保証付きで借り入れる際の利率が
新たに設定されました**

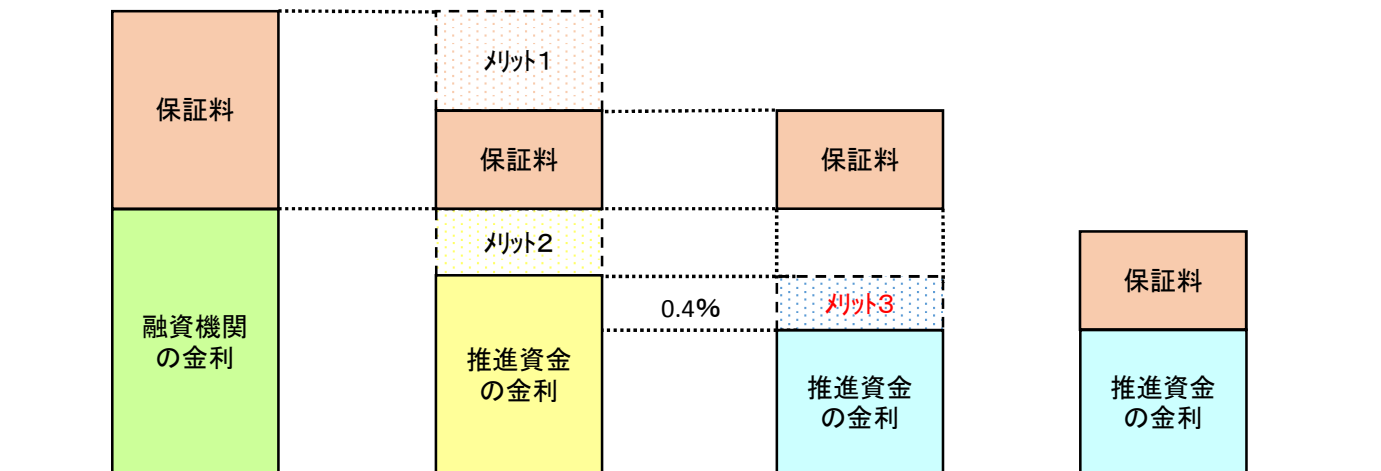
林野庁が定める利率の基準が平成31年1月15日に改定されました。従来は保証利用の有無に関わらずメニューに応じた貸付利率が適用されていましたが、農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合、パンフレットの数値より一律0.4%低い利率が適用されることになりました。

＜従来＞		＜改定後＞		
	利率 (年%以内)		保証なし利率 (年%以内)	保証付き利率 (年%以内)
短期資金	1.30	→	1.30	0.90
	1.50		1.50	1.10
	1.60		1.60	1.20
長期資金	1.00		1.00	0.60
	1.20		1.20	0.80
	1.30		1.30	0.90

※保証付きの利率は、(独)農林漁業信用基金等による100%機関保証の場合のみ適用されます。

【貸付金利と保証料のイメージ】

＜一般的な資金の場合＞ ＜従来の推進資金の場合＞ ＜改定後の保証付き推進資金の場合＞ ＜出来上がりの姿＞



Mit 1 ・ 推進資金は保証料が半分 Mit 3 ・ 低い利率の適用
Mit 2 ・ 貸付利率は低利

ご相談は、都道府県の林務担当窓口、
当基金の保証課へ、お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課
 住所: 東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)
 電話: 03(3294)5581(代表) 03(3294)5585(保証課直通) URL <http://www.jaffic.go.jp>